

高校1年生保護者の皆様へ

立命館中学校・高等学校

1年生 高等学校等就学支援金【4月-6月分】申請のご案内

●制度概要

国公私立問わず、高等学校等の授業料の支援として、保護者様等の年収目安が約910万未満、「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満の世帯の場合、申請により「高等学校等就学支援金」が国から京都府を通じて支給されます。返済は不要です。

*令和7年度における収入要件の事実上の撤廃を含めた新制度については、申請方法を含めて、現在、国において検討中ですので、2025年7月の案内をお待ちください。(学校からは、ツムギノでご連絡します)

●認定要件

登録されたマイナンバー(個人番号)から算出された判定基準額【保護者(親権者)全員の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額】が304,200円未満の世帯に支給されます。

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(保護者全員の合算)※	年収の目安※ 保護者全員の合算額	支給額(年額)
154,500円未満	約590万円未満	396,000円(月額 33,000円)
154,500円以上 304,200円未満	約590万以上 910万円未満	118,800円(月額 9,900円)
304,200円以上	約910万円以上	所得制限 *7月の案内をお待ちください。

※参考の目安ですので、世帯構成等によって異なります。

※2025年4月-2025年6月分： 2023年の収入(2024年課税額)

2025年7月-2026年3月分： 2024年の収入(2025年課税額)

●意向確認・認定申請登録(オンライン申請システム e-Shien)

- ◎ 1年生全員「オンライン申請システム e-Shien」での意向登録が必要です。
- ◎ 申請しない場合も、必ず「意向なし」の登録をお願いします。

P. 3 「オンライン申請システム e-Shien での登録について」にて手続き方法をご確認ください。

① 意向確認 ⇒全員

② 認定申請登録 ⇒申請する方(意向あり)のみ

※DV・虐待等の被害を受けて避難されている方は、必ず問い合わせ先へご連絡ください。

●オンライン意向確認・認定申請登録 期限

(全員) 2025年4月11日(金)【厳守】

※上記の申請期限を過ぎると、4月分を受給ができなくなりますのでご注意ください。

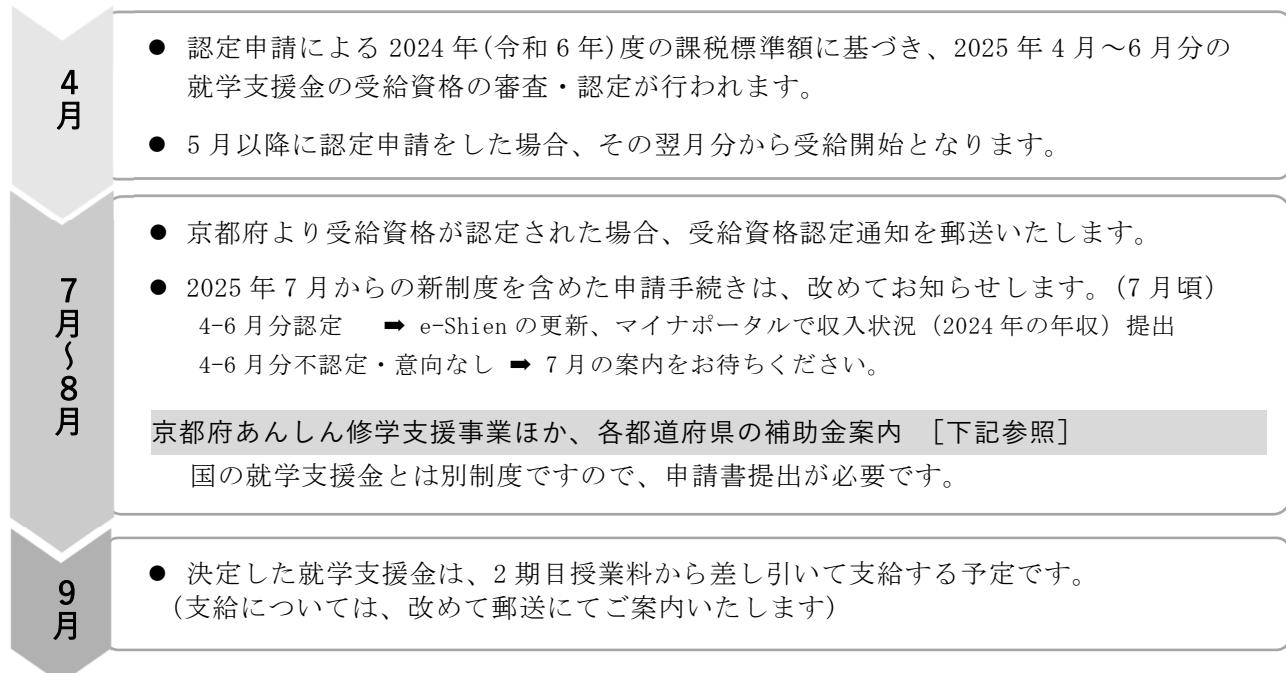
※以下の事項をご確認の上、申請をお願いいたします。

- ・所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請すること。
- ・仮に保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されること。

●マイナンバー（個人番号）の指定を受けていない場合について

保護者全員が賦課期日（2024年1月1日）に日本国内に住所を有したことがないなど、マイナンバー（個人番号）の指定を受けていない場合は、生徒情報・保護者等情報の申請登録のみとなります。

●今後の流れについて



●各都道府県の補助金案内について

各都道府県によっては、国の就学支援金の上乗せ制度として補助金がある予定です。国の就学支援金を受給していることが条件となりますので、申請をお考えの方は、今回の就学支援金を必ず申請してください。 ※学校からする案内は、学校に登録している保護者住所に基づいて行います。

●変更届出について

申請内容に変更（離婚・再婚等による保護者の変更、税額確認の内容訂正など）があった場合、保護者等情報の届出書を提出する必要があります。

変更が判明した時点で早急に下記の問い合わせ先へご連絡ください。

（税の更生があった場合は、税務署から発出される更生通知書等の受領後、15日以内に申請が必要です）

●受給期間について

過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

＜お問い合わせ＞

（株）クレオテック（月～金 9:00～11:30、12:30～17:00）TEL: 075-813-8461

※授業料等およびその他納付金に関する業務は（株）クレオテック（学校法人立命館100%出資会社）に委託しています。

●オンライン申請システム e-Shien での登録について（全員必須）

- 下記に基づき、e-Shien で登録手続きをお願いいたします。
- e-Shien の登録手順については本校ホームページに掲載の「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル」をご参照のうえ、お手続きください。
<https://www.ritsumei.ac.jp/nkc/student/scholarship/>



入学式で全員に配布された e-Shien 「ID/パスワード」、スマートフォン
またはパソコンを準備し、e-Shien にアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



就学支援金受給の意思を e-Shien にて登録（1年生全員）

就学支援金の支給を受けたい
【意向あり】 ⇒ 申請登録へ進む

※電話番号は必ず入力をお願いします

4-6 月分の就学支援金申請をしない
【意向なし】

保護者 2 名

* 1名が無収入（控除配偶者）、
または海外居住の場合も含む

保護者 1 名

* 离婚・死別等により親権者が
1名の場合

1名が海外居住で
日本居住の保護者

保護者全員がマイナンバー
カードを持っている

保護者 2 名又は 1 名がマイナ
ンバーカードを持っていない

【意向なし】の登録
=完了です =

A 収入状況をマイナポー
タルから申請登録する

- ✓  マイナポータルアプリ
が必要です。
<https://myna.go.jp/>
- ✓ e-Shien にマイナンバー
番号を直接入力しないで
ください。

B 収入状況を紙で申請する

- ✓ e-Shien での必要事項の
登録は必要です。
- ✓ マイナンバーカードがない
保護者の「マイナンバーが
記載された住民票」を取得
する。【原本を提出】

申請登録ができれば
= 完了です =

※ご注意※
申請登録が完了した
場合は、書類提出は
不要です。

エラー等で申請
できなかった
場合のみ

※マイナポータルの
エラー等で申請
できない場合は、
紙申請になります
ので、右記の通り
ご郵送ください。

保護者全員分の下記書類を郵送にて提出

- ・個人番号カード(写)等貼付台紙
- ・身元確認書類貼付台紙

提出締切: 2025 年 4 月 15 日(火)

» 次ページの確認項目をチェック
したうえで、ご郵送ください。

●紙での申請は下記の場合のみです。

マイナンバーをもっていない

*保護者のうち、1名でもマイナンバーカードをもっておられない場合は紙申請になります。

マイナンバーを持っているが、e-Shien 申請登録のエラー等により、
登録完了できなかった

(B) 紙で申請（マイナンバー関係書類を郵送）する場合 〔確認項目〕

① e-Shien の必要事項 登録完了

*収入状況提出方法は、「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」で登録

② 個人番号カード(写)等貼付台紙 ※マイナンバー通知カード（写し）は原則不可

*マイナンバーカードがない場合 ⇒ マイナンバーが記載された住民票 **【原本を提出】**

*マイナンバーがある場合 ⇒ マイナンバーカード裏面（コピー）を貼付

③ 身元確認書類貼付台紙

*マイナンバーカードの表面、運転免許証、パスポートのコピー などを貼付

④ 上記②・③の書類を返信封筒に入れて郵便局より郵送

*郵便局窓口より特定記録にて、ご送付ください。（郵送料はご負担願います）

紙申請 書類提出締切日 2025年4月15日（火）【必着】

提出が遅れる場合は、問い合わせ先までご連絡をお願いします。